

三鷹市市民協働センター 利用のきまり

来館者の皆様に安全で快適にご利用いただくため、三鷹市市民協働センターのご利用に際しては、この利用のきまりをお守りください。

【禁煙】

建物内及び敷地内（前面の歩道を含む）は受動喫煙防止の観点から全面禁煙とします。周辺の住宅やセンター内にも煙が入るため、前面の道路での喫煙もご遠慮ください。

【携帯電話】

建物内及び敷地内で他の利用者の迷惑となるような携帯電話の使用はご遠慮ください。

【カメラ・ビデオ撮影】

建物内及び敷地内での写真撮影・ビデオ撮影は事前にお申し出ください。

【音楽、運動、水・火気の利用制限】

建物は、防音構造になっておりませんので、マイクの音量は他の利用者や近隣住民の迷惑にならない程度でお願いします。なお、歌・楽器の生演奏はお断りします。また、激しい運動、水や火を使った利用は禁止です。

【企画書の提出】

第1会議室を連続して2日間以上利用する場合、又は全会議室（第1・第2・第3）を1日以上利用する場合は、「使用企画書」をご提出してください。

【物販を行う場合】

建物内及び敷地内での物品を販売又は陳列する場合は、「物品販売申請書」をご提出してください。

【宅配便などの扱い】

宅配便などの荷物をお預かりすることはできません。ただし、利用者がお持ち込みいただく場合に限り、1～2個程度の荷物を利用日の前日からお預かりすることは可能です。

【住所・電話番号などの使用禁止】

市民協働センターの住所や電話番号などを、連絡・問合せ先として使用することはできません。（チラシ等に市民協働センターの電話番号などの掲載、センターが主催者と誤解を受けるような表記もご遠慮ください。）

【駐車場】

駐車場は、2階会議室（有料）の利用者専用です。会議室1室に付き、車1台の駐車が可能です。

ミーティングルーム・ワークサロン、市民活動推進コーナーなど1階の施設をご利用の方は、車での来館はご遠慮ください。

【お子様について】

お子様の行動については、保護者がその責任を負ってください。

【来館・利用中における物品管理・誘導整理等】

利用者が持ち込まれた物品の管理や、会議室への入場の整理誘導等は利用者の責任で行ってください。市民協働センター利用中に盗難その他の事故があっても、その責任は負いかねます。

【飲食】

アルコール類を伴う飲食は、2階会議室（有料）利用に限ります。また、飲食に伴う食中毒及び事故等については、その責任は負いかねます。

【終了後のお願い】

終了後は会場及び備品は必ず元の状態に戻してください。なお、破損又は紛失した場合は相当額の弁償をしていただく場合があります。

【ゴミ】

ゴミは、各自お持ち帰りください。

【守っていただくこと】

利用者には、次のことを守っていただくとともに、会議室で実施するイベント等の参加者にも同様に徹底していただくことをお願いします。

- (1) 許可なく建物の内外の壁・柱・扉などにポスター等を貼ること及び広告物等を配布することはおやめください。
- (2) 建物の内外に釘を打つなどの行為、または工作物の取り付け及び設置はお断りします。
- (3) 危険物や不審物の持ち込みはお断りします。
- (4) ペット（補助犬等のパートナー犬を除く）を連れての入場はできません。
- (5) 定員を超えての入場はできません。
- (6) 会議室以外の建物内及び敷地内で不特定多数によびかける集会・演説署名活動又はこれに類する活動はお断りします。
- (7) 許可なく寄附金を募集することはお断りします。
- (8) 許可なく、旗・幕・プラカード・拡声器その他これらに類する物を持ち込むことはお断りします。
- (9) 騒音や大声、暴力行為などの他人に迷惑を掛ける行為は、お断りします。
- (10) ミーティングルーム・ワークサロン及び市民活動推進コーナー等の1階の利用については、営利、政治、選挙及び宗教を目的とした活動はできません。
- (11) 市民協働センターの運営の妨げとなる一切の行為はお断りします。
- (12) 他のお客様の迷惑になる恐れのある方は入場をお断りします。
- (13) 施設の管理上支障が生じる恐れがある場合には、使用前又は使用の途中であっても、使用の取消しを行うことがあります。
- (14) その他、利用者は、スタッフの指示に従ってください。